

## 【参考】用語解説

### ○ 実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度に繰り越す財源（継続費逡次繰越，繰越明許費繰越，事故繰越，事業繰越，支払繰延に伴い翌年度に繰り越すべき財源）を控除した決算額であり，実質的な収入と支出の差額を示す。

$$\text{歳入歳出差引額（形式収支）} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

### ○ 単年度収支

実質収支は前年度からの収支の累計であり，当該年度だけの収支を把握する場合には，当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた収支をみる必要がある。これが，単年度収支である。

$$\text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

### ○ 実質単年度収支

単年度収支の中に含まれている実質的な黒字要素や赤字要素を控除したものである。

$$\text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額}$$

### ○ 経常収支比率

当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。

この比率が低いほど，一般財源が臨時的な財政需要に対して余裕をもつことになり，財政構造に弾力性があるということになる。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源等の額}}$$

○ 実質公債費比率

健全化判断比率 4 指標のうちの一つ。一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、25%を超えると早期健全化団体、35%を超えると財政再生団体となる。

また、地方債の許可移行基準にも使用され、18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となる。

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \text{の3ヶ年平均}$$

準元利償還金イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

○ 将来負担比率

健全化判断比率 4 指標のうちの一つ。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、県・政令市においては 400%、その他市町村においては 350%を超えると早期健全化団体となる。

将来負担額 - ( 充当可能基金額 + 特定財源見込額 +  
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模一元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担額イからヌまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- リ 連結実質赤字額
- ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額

イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第 241 条の基金